



# 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
 神戸市役所  
 編集兼印刷発行人 神戸市長  
 発行日 毎週火曜日

## 目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市物品会計規則の一部を改正する規則	教育委員会事務局学校 支援部健康教育課	1
告示	令和7年臨時市会の招集について	行財政局財務課	4
告示	令和6年第2回定例市会で議決された令和6年度神戸市各 会計補正予算	行財政局財務課	5
告示	神戸市ひとり親家庭住宅支援資金貸付償還等業務の委託	こども家庭局子育て支援 課	11
告示	放置物件等の撤去保管告示	港湾局神戸港管理事務 所	12
告示	道路法による道路の供用廃止(市道 中50号線)	建設局道路管理課	13
告示	道路法による道路の供用開始(市道 中50号線)	建設局道路管理課	14
告示	道路法による道路の自転車及び歩行者専用道路の指定	建設局道路管理課	15
公告	都市公園の拡張(木見中央公園)	建設局公園部管理課	16
公告	神戸農業振興整備計画に係る軽微な変更	経済観光局農政計画課	17
公告	開発行為に関する工事の完了(西区玉津町)	都市局都市計画課	18
消防局	消防法による防火対象物に対する措置命令	消防局予防部査察課	19

神戸市物品会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月26日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第29号

神戸市物品会計規則の一部を改正する規則

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
別表第1（第4条、第5条関係）					別表第1（第4条、第5条関係）				
(1) 会計管理者の所管に係るもの					(1) 会計管理者の所管に係るもの				
物品出納員等、物品管理者及び物品管理員を置く場所	物品出納員等及び物品管理員となるべき者	物品管理者となるべき者	そのほかにも物品出納員等及び物品管理員を置かなければならない場所	物品出納員等及び物品管理員となるべき者	物品出納員等及び物品管理員となるべき者	物品管理者となるべき者	そのほかにも物品出納員等及び物品管理員を置かなければならない場所	物品出納員等及び物品管理員となるべき者	物品出納員等及び物品管理員となるべき者
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

神戸市 教育委員 会事務局 組織規則 (昭和33 年4月教 育委員 会規則第 3号) 第1条に 規定する 課	[略]	[略]	教育委員 会事務局 総務部総 務課神出 自然教育 園、学校 支援部健 康教育課 北学校給 食共同調 理場、第 一学校給 食センター 及び垂水 学校給食 共同調理 場並びに 学校教育 部青少年 育成セン ター	[略]	神戸市 教育委員 会事務局 組織規則 (昭和33 年4月教 育委員 会規則第 3号) 第1条に 規定する 課	[略]	[略]	教育委員 会事務局 総務部総 務課神出 自然教育 園、学校 支援部健 康教育課 北学校給 食共同調 理場及び 垂水学校 給食共同 調理場並 びに学校 教育部青 少年育成 センター	[略]
---	-----	-----	---	-----	---	-----	-----	--	-----

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
(注) [略]					(注) [略]				
(2) [略]					(2) [略]				

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。

神戸市告示第488号

令和7年1月14日神戸市役所内に臨時市会を招集し、次に掲げる事件を付議する。

令和7年1月7日

神戸市長 久 元 喜 造

付議すべき事件

予算第31号議案 令和6年度神戸市一般会計補正予算

神戸市告示第489号

令和6年第2回定例会で令和6年9月20日議決された令和6年度神戸市各会計補正予算は、次のとおりである。

令和7年1月14日

神戸市長 久 元 喜 造

令和6年度神戸市一般会計補正予算

令和6年度神戸市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,611,429千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ911,304,938千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(市債の補正)

第3条 市債の変更は、「第3表 市債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		313,296,438	1,405,504	314,701,942
	1 市民税	143,651,402	1,405,504	145,056,906
18 国庫支出金		186,407,105	3,814,525	190,221,630
	2 補助金	27,106,509	3,814,525	30,921,034
19 県支出金		52,369,434	32,400	52,401,834
	2 補助金	8,845,755	32,400	8,878,155
25 市 債		74,621,000	359,000	74,980,000
	1 市 債	74,621,000	359,000	74,980,000
歳 入 合 計		905,693,509	5,611,429	911,304,938

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		62,121,598	134,200	62,255,798
	1 総務費	44,343,850	134,200	44,478,050
3 市民費		29,987,118	14,694	30,001,812
	1 市民費	28,382,496	14,694	28,397,190
4 民生費		310,549,664	1,975,000	312,524,664
	1 民生総務費	27,638,621	1,975,000	29,613,621
5 衛生費		37,504,113	3,038,000	40,542,113
	2 公衆衛生費	15,376,846	3,038,000	18,414,846
13 教育費		137,728,163	287,535	138,015,698
	12 体育保健費	13,519,842	257,535	13,777,377
	13 学校建設費	16,240,068	30,000	16,270,068
14 災害復旧費		1	162,000	162,001
	1 災害復旧費	1	162,000	162,001
歳 出 合 計		905,693,509	5,611,429	911,304,938

第 2 表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
あすてっぷコワーキング運営費	令和6～7年度	25,000
ごみ収集車両更新	令和6～8年度	70,000
自然学校バス借上	令和6～7年度	72,000

第 3 表 市 債 補 正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校教育施設整備事業	8,746,000	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	8,934,000	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
危機管理対策事業	67,000				76,000			
災害復旧事業	0				162,000			

令和6年度神戸市駐車場事業費補正予算

令和6年度神戸市駐車場事業費補正予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第 1 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
指 定 管 理 ( 新 長 田 駐 車 場 )	令 和 6 ~ 7 年 度	38,000

令和6年度神戸市下水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和6年度神戸市下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第2条 令和6年度神戸市下水道事業会計予算第5条中、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
汚水幹枝線布設	令和6～10年度	4,000,000千円

神戸市告示第490号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同令による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、収納の事務を委託した受託者の社名に変更があったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和6年1月14日

神戸市長 久 元 喜 造

1 業務の名称

神戸市ひとり親家庭住宅支援資金貸付償還等業務

2 新受託者

東京都港区芝浦3丁目4番1号 グランパークタワー 33階  
パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社 BPO事業本部  
代表者 本部長 藤原 理絵

3 旧受託者

大阪市北区大深町3番1号 グランフロント大阪タワーB16階  
パーソルテンプスタッフ株式会社 第二BPO事業本部  
代表者 本部長 藤原 理絵

4 委託期間

令和5年12月5日から

神戸市告示第491号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の11第2項に定める港湾隣接区域において、指定する物件を放置（以下、「放置物件等」という。）する禁止行為があったが、放置物件等の所有者または占有者、その他権原を有する者（以下、「所有者等」という。）を確認することができなかった。

同法第56条の4第2項の規定に基づき、事前の撤去告示（神戸市告示第379号）を行ったが、所有者等を確認することができなかったため、同法第56条の4第4項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年1月14日

神戸市長 久元喜造

1 放置物件等

場所 神戸港西部地区

管理番号	放置物件等一覧				
	自動車登録番号等	車種	数量	放置場所	撤去した日時
					保管を始めた日時
1	神戸 400 て 7310	トヨタ トヨエース	1	苅藻島運河 南物揚場	12月18日 同日10時
2	不明	ダイハツ ラパン	1	長田港西物揚場	12月24日 同日10時

\*管理番号は、港湾局神戸港管理事務所が整理の必要上、付した番号です。

2 保管場所

港湾局摩耶埠頭保管庫

3 保管した放置物件等の返還手続き

放置物件等の鍵など、その他所有者等であることを証する物を提示しなければならない。

また、保管した工作物等の所有権等の権原を有することを証する書面を神戸市港湾局神戸港管理事務所に提出すること。

4 その他

この告示の日から起算して6箇月を経過してもなお放置物件等（この告示の日から3箇月を経過してもなお返還できない場合において、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するため放置物件等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該物件の所有権は本市に帰属する。

5 問い合わせ等

(1) 受付時間 平日 午前9時から午後5時まで

(2) 連絡先

中央区港島中町4丁目1番1号 ポートアイランドビル6階

神戸市港湾局神戸港管理事務所 電話 078-304-2503

神戸市告示第492号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により，次の道路について令和7年1月15日からその供用を廃止する。

その関係図面は，神戸市建設局道路管理課に備え置いて，令和7年1月28日まで一般の縦覧に供する。

令和7年1月14日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区間
市道	中50号線	神戸市北区八多町中字ふけ68番27地先から 神戸市北区八多町中字ふけ892番2地先まで

神戸市告示第493号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により，次の道路について令和7年1月15日からその供用を開始する。

その関係図面は，神戸市建設局道路管理課に備え置いて，令和7年1月28日まで一般の縦覧に供する。

令和7年1月14日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間
市道	中50号線	神戸市北区八多町中字ふけ68番27地先から 神戸市北区八多町中字ふけ892番2地先まで

神戸市告示第494号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項の規定により、次の市道の全区間をもつぱら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路に指定するので、同条第5項の規定により告示する。

令和7年1月14日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 路線名及び指定する道路  
市道 中50号線
- 2 指定する期日  
令和7年1月14日

神戸市公告

都市公園を拡張するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和7年1月14日

神戸市長 久 元 喜 造

1 拡張する都市公園

(1)名称、位置及び区域

名 称	位 置	区 域	備 考
木見中央公園	西区見津が丘5丁目7-1 の一部及び木見中央公園東・西歩道橋分	神戸市建設局公園部管理課 備付けの図面のとおり	拡張

(2)供用開始の年月日

令和7年1月14日

神戸市公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地につき農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条第1項に規定する神戸農業振興地域整備計画に係る軽微な変更をしたので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和7年1月14日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

土地の表示						変更内容
市	区	町	字	地番	面積	
神戸	北	山田町坂本	東	42番1のうち 別図の斜線部分	568㎡のうち 84㎡	農用地区域 から除外す る。
神戸	北	山田町小河	下ギトラ	17番のうち 別図の斜線部分 18番1のうち 別図の斜線部分 20番1のうち 別図の斜線部分	1,230㎡のうち 386㎡ 2,015㎡のうち 1,152㎡ 925㎡のうち 500㎡	農用地区域 から除外す る。
神戸	西	岩岡町岩岡	四ツ塚	2229番105のうち 別図の斜線部分	877㎡のうち 120.15㎡	農業用施設 用地に用途 区分を変更 する。

別図は省略する。

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和7年1月14日

神戸市長 久 元 喜 造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市西区玉津町高津橋字土井ノ内 573 番 2、577 番、字野谷池西原 564 番 5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市西区玉津町高津橋 568 番地の 1

吉川 正治

3 許可番号

令和6年3月8日 第8171号

（変更許可 令和6年7月12日 第2133号

変更許可 令和6年11月26日 第2176号）

神戸市消防公告

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の4第1項の規定により、次の防火対象物（危険物施設）に対して措置命令を行ったので、同条第3項の規定に基づき公告します。

令和6年12月20日

神戸市須磨消防署長 定岡 由典

防火対象物又は危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所の名称及び所在地	マナビインテリアハーツ神戸店 神戸市須磨区白川台3丁目38番56号
命令を受けた者の氏名又は名称	株式会社マナビインテリアハーツ 代表取締役 真鍋 守利 代表取締役 塚田 徹
命令の内容	(1) 令和7年6月16日までに上記対象物に設置している屋内消火栓設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するように改修すること。 (2) 令和7年6月16日までに上記対象物に設置しているスプリンクラー設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するように改修すること。 (3) 令和7年6月16日までに上記対象物に設置している自家発電設備を消防法令で定める技術上の基準に適合するように改修すること。